

安全で安心して暮らすためのマニュアル

詐欺被害などに遭わないために

江東区総務部総務課

目 次

1	電話によるだまし、振り込め詐欺・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
	(1) オレオレ詐欺	
	(2) オレオレ恐喝	
	(3) 融資保証金詐欺	
	(4) 架空請求詐欺(迷惑電話)	
2	インターネット、メール、手紙でのだまし・・・・・・・・	5 頁
	(1) 架空請求詐欺(恐喝)	
	(2) お悔やみ電報	
	(3) マネーゲームと称するねずみ講の疑いのある商法	
	(4) フィッシング詐欺・ネットオークション詐欺	
3	悪質商法によるだまし・・・・・・・・・・・・・・・・	7 頁
	(1) マルチ商法	
	(2) 利殖(詐欺)商法	
	(3) 商品先物取引商法	
	(4) ネガティブオプション(送り付け詐欺)	
	(5) 点検商法	
	(6) 資格商法	
4	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	10 頁
	関係連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	11 頁

安全で安心できる暮らしのためのマニュアル

詐欺被害などに遭わないために

日常生活の中に突然入り込み、平穏な生活を踏みにじる、さまざまな「だまし」の手口、一番の対応策は、「この様なだましの手口がある」ということを少しでも知ること、あせらず、落ち着いて対応することです。

最近使われ始めた「振り込め詐欺」とは、いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）事件、架空請求詐欺（恐喝）事件、融資保証金詐欺事件の総称です。

手を変え、品を変えて忍び寄る悪質な詐欺行為は、「振り込め詐欺」以外にも多数存在し、警察の取り締まりだけでなく私たち自身が、手口を知り、その対応策について日頃から考えておくことが大切です。

そうすれば、突然の「だまし」にも対処ができるはずです。

ここにあげるさまざまな「だまし」の手口は、実際に敢行された犯罪であり、対処法策については、警察の指導に副ったものであります。

1 電話によるだまし

～親の子を思う気持ちや、孫をかわいがる気持ちを利用した卑劣な犯罪～

(1) オレオレ詐欺

電話を掛け、「おれ(私)だけど」と言って、電話に出た者に対し、息子や娘、孫だと思わせて、「交通事故を起こしてしまったからお金が必要だ」などと話し、指定した銀行等の口座に現金を振り込ませるもの。最近では、「警察の者です。などと警察官を名乗ったり、弁護士や保険会社の者であるかのように身分を偽り、示談するように見せかけて現金をだまし取る手口が増えている。

ア その手口は

- (ア) 電話が架かってくるのは、銀行の振込みと、払い出しができる時間帯の午前10時から午後2時までの時間帯がほとんど。
- (イ) 孫や息子、配偶者などを装い、「お金が必要になった。口座にお金を振り込んで」と言う。
- (ウ) お金が必要な理由は、交通事故の示談金、弁償費、借金の返済、妊娠中絶費用など様々。
- (エ) 「後から さんから連絡が行くから」などと言って一旦電話を切り、直ぐに別の人間から「奥さん落ち着いて話を聞いて下さいね」などと電話をさせ、弁護士、警察官を名乗る。
- (オ) 銀行等の閉店間際に振込みを要求してきて、「時間がない」と言って急がせる。

- (カ) 振込みを確認した後、更に振込みを要求してくる場合がある。
- (キ) 中には、「おまえの息子の車にぶつけられた、どうしてくれる」など脅迫めいた言動もある。

イ その対策は

- (ア) 電話を受けたとき、この話しを思い出し、「詐欺かもしれない！」と疑ってみる。
- (イ) 警察が示談の仲介をすることはない。
- (ウ) 弁護士や保険会社が事故直後に示談金の振込みを勧めることはない。
- (エ) 事実かどうかを、必ず確認すること。

電話を一旦切った後、必ず、息子さんや娘さん、お孫さん、ご主人など本人又はその家族、勤務先などの関係者と連絡を取り、事実かどうかを確認する。

- (オ) 動揺しない、慌てないこと。
- (カ) お金を振り込む前に家族や親戚又は警察に相談する。
- (キ) 脅迫めいた言動を受けることもあるが、毅然とした態度で接し、直ぐに警察に通報する。

(2) **オレオレ恐喝**

「お宅の子どもを預かった」などと監禁、誘拐を口実にした電話による恐喝事件の発生が多発しており、子供を思う親の気持ちを利用した、卑劣な行為である。

ア その手口は

- (ア) 「子供を監禁している」「誘拐している」等脅迫し、現金を指定する講座に振り込むよう要求する。
- (イ) 被害者に電話をする者、子供の役をする者等複数おり、背後で「(泣き声)お母さん助けて・・・」等の声が入ることがある。
- (ウ) 預貯金の口座番号を指定して振込みを要求する。要求金額は多くて「100万円から200万円」
- (エ) 電話を受けた被害者が「泣き声」等を聞き、思わず「ちゃん大丈夫？」等自分の子供や孫の名前を呼びかけてしまうと、その名前を聞いた犯人が、「の命が惜しくないのか」等と脅迫することから、いよいよ被害者が驚き、要求金額をあっさり準備してしまう。
- (オ) 現金を振り込んだ被害者は60歳から70歳代。

イ その対策は

- (ア) 電話を受けたとき、やはりこの話しを思い出し、「詐欺かもしれない！」と疑ってみる。
- (イ) 落ち着いて、本人の所在確認をすること。

電話を一旦切った後、必ず、息子さんや娘さん本人若しくは、学校関係者と連絡を取り、所在の確認を必ずとる。学校から学童クラブへ向かう時間帯が多い。

- (オ) 動揺しない、慌てないこと。
- (カ) 必ず親戚又は警察に相談する。
- (キ) 脅迫めいた言動を受けることもあるが、慌てずに、直ぐに警察に通報する。

(3) 融資保証金詐欺

ア その手口は

融資勧誘のはがき、メール等送付し、その後、電話等による融資申込みに対し、「あなたは、借入金多額として登録があり融資できない。しかし、保証協会費を納めてそのデータを一旦抹消すれば融資を受けることができます。これは、国の制度の一つです。」などと、保証金を名目として、現金を預金口座等に振り込ませて騙し取る詐欺行為。

イ その対策は

保証金や借入金データの抹消などいかなる名目であっても、融資を前提に現金を振り込ませることなど正規の貸金業者ではあり得ない。

また、国の制度として、保証協会費を納めると借入金データが抹消され、融資を受けられるものもない。

とにかく事前に現金の振込みを要求するものは要注意であり、決して現金を振り込まないこと。

(4) 架空請求詐欺(迷惑電話)

ア その手口は

携帯電話から見知らぬ番号からの着信履歴が残っており、電話をかけ直すといわゆる「出会い系サイト」の広告やアダルト系番組等の案内テープにつながり、後ほど、かけた電話に対して料金請求をしてくる悪質なケースがある。

イ その対策は

- (ア) 心当たりのない電話番号には、原則としてかけなおさないこと。
- (イ) 心当たりのない電話番号の着信に、リダイヤルするときは、携帯電話等の電話番号通知を非通話にしてから電話をかける等の注意をすること。
- (ウ) 電話をかけても、アナウンス等に従って操作したりせず、すぐに切ること。
- (エ) 携帯電話からは、ダイヤルQ2にはつながらない、よってNTTからのダイヤルQ2利用料金としての請求はない。
- (オ) 電話をかけてしまっても、その電話の相手先を確認する程度の利用であるのに、法外な料金を請求されるような電話があれば、相手の身分をよく確認して、利用していない旨を相手に申し立て、毅然とした対応をする。
更に、脅迫めいた請求の電話がある場合は、警察署に相談する。

2 インターネット・メール・手紙でのだまし

(1) 架空請求詐欺(恐喝)

ア その手口は

利用した覚えのない有料電話情報、ツーショットダイヤル、ダイヤルQ2と称する情報料金を請求する手紙、はがき、電子メール等が届いたが、どうしたらよいかという相談が増加している。

内容は、「有料アダルト番組提供会社から未納利用料金の債権譲渡を受けたと称する債権回収業者より、はがきやメールで利用料金の請求を受け、期限までに入金されなければ自宅まで請求に行く、その時は交通費も含めて請求する。」等というもの。

業者は同一業者で、金額やお客様番号も同じというケースもあり、悪質業者が送付する相手を無作為に抽出し、根拠のない請求書を大量に送付していると思われる。

イ その対策は

- (ア) 利用していない料金の電話情報料を支払う必要はない。
- (イ) 利用したことがあっても、有料番組提供会社からの債権譲渡通知を受けていなければ債権回収業者へは利用料金を支払う必要はない。
- (ウ) 債権回収業者に電話やファックス、メールなどで連絡を行なうことは、電話番号やファックス番号、メールアドレスなどの個人情報を相手に知られることになり、今後電話による請求も予想されるため、絶対に避ける。
- (エ) 今後、業者から電話があったら、「利用していないので払わない。」とはっきり伝えること。念のため請求の書類は保管しておく。手紙が届いたら受け取り拒否をするのも一つの方法である。
- (オ) 脅かしや悪質な取立てを受けた場合及び、トラブルになりそうな場合は、すぐに110番するか、地元の警察に相談する。

(2) お悔やみ電報

ア その手口は

最近、お悔やみ電報を利用して、遺族等からお金をだまし取ろうとする事案が発生している。

内容は、「ご主人に生前お金を貸していたので、返済してもらいたい。」等の内容であり、借金の事実を故人に確認することもできず、立派な漆塗りの電報に驚き、だまされてしまう。

犯人は、新聞の訃報欄等から得た情報をもとに、ありもしない「借金」を請求してくる。

イ その対策は

- (ア) 不審な電報が送られてきても、先方の電話番号に問い合わせをしない。(電話

番号を知らせてしまう)

- (イ) 送られてきた電報を受け取って、内容に身に覚えがない場合、電報の配達員に、その都度電報を受け取らない旨を告げる。
- (ウ) 全ての電報を受け取らないこともできる。(NTT東日本115番まで)
- (エ) この他ヤミ金融などから債権回収を依頼されたという内容で、債務者等に脅迫めいた電報を送りつけるものもあるので、そのような場合も同様の措置をとる。

(3) マネーゲームと称するねずみ講の疑いのある商法

ア その手口は

最近、インターネット上でマネーゲームと称して、リスト上の数人の銀行口座に一定の金額を振り込んだ後、リストの最上位者を削除して、下位の者の順番を繰り上げ、自らが最下位の位置に参加して、これをインターネットのダイレクトメール等で多人数に送りつけて勧誘する商法が横行している。

中には問い合わせに対して、「先に参加した者が抜けていくシステムなので、違法性はない。」等と説明する者もある。

イ その対策は

この様な行為については、詳細な組織実態等を把握しなければ、明確な判断を下すことはできないが、組織の仕組み自体が加入者が無限に増加することを理論的な前提として成り立っているのであれば、加入者が抜けようが抜けまいが、あるいは、再加入を繰り返すという形であろうと、「無限連鎖講の防止に関する法律」に違反するいわゆるねずみ講となる可能性が強い。

この法律では、ねずみ講の開設、運営はもとより勧誘行為一切を禁止しているので注意が必要。

(4) フィッシング詐欺・ネットオークション詐欺

ア その手口は

フィッシング詐欺は、信販会社や、クレジット会社などの企業からのメールを装い、メール受信者に偽のサイトにアクセスするように仕向け、そのページにおいて個人の金融情報(クレジットカード番号、ID、パスワード)を入力させるなどして個人の金融データを不正に盗み出す手口等で、具体的には、「おめでとうございます。1万円分のギフトカードに当選しました」として、カード番号、有効期限、氏名、住所、電話番号などの個人情報を入力させ、返信を求めるメールや、「あなたのパスワードが、何者かに解読されました。パスワードを変更して下さい」というメールが届き、メールにはアドレスが載っており、クリックさせて偽サイトに誘導したうえで、個人情報を入力させる手口がある。

ネットオークション詐欺は、インターネットオークション、インターネットシ

ショッピングなど、パソコンがあれば自宅で簡単に商品の売買ができるようになったが、「代金を振り込んだのに商品が届かない」「品物を送ったのに連絡がつかない」といったトラブルが多発している。

手口としては、実際には商品がないのにインターネット上に嘘の情報を流し、架空口座に代金を入金させてだまし取り、その後ネット上から消えて連絡が付かなくなるケースが多い。

イ インターネット詐欺対策は

- (ア) IDやパスワードは簡単に推測されないものに設定し、他人に知らせないようにする。
- (イ) 自分のID、パスワードの管理には十分注意し、パスワードはたびたびかえるようにする。
- (ウ) クレジットカード決済はセキュリティを確認し、カード番号をむやみに送信しない。
- (エ) 絶対に「自分だけは大丈夫」と思わない。
- (オ) 信頼できる業者とのみ取引をし、安いからといって知らない業者に注文しない。特に個人間の取引では、相手の身分確認を必ず行う。
- (カ) 契約内容の確認では、安易に「はい」「Yes」をクリックせず、内容を十分に確認する。
- (キ) 不特定多数の人が利用するインターネットカフェなどのパソコンでは、記録が残るように設定されている場合があるので、個人情報を入力しない。
- (ク) 被害に遭ったら警察に被害届けを出す。

3 悪質商法によるだまし

(1) マルチ商法

ア その手口は

商品を販売しながら会員を勧誘するとリベートが得られる等として、消費者を販売員にして、会員を増やしながらか商品を販売していく商法。

この商法で売られるものには、化粧品、健康食品、健康器具等さまざまな商品があり、最近インターネットを利用して販売、勧誘が行われるようになった。

販売員になると高い利潤を得ようとして、たくさん仕入れをしたにもかかわらず、思ったほど会員の勧誘ができず、仕入れた商品が売れないため、不必要な、売れない商品を抱えてしまうといった問題が生じやすいことからこの商法は、「特定商取引に関する法律」により「連鎖販売取引」として厳しく規制されている。

「会員になって新規購入者を紹介してくれたら、高いリベートが手に入ります。」

「月に100万円の利益をあげている人もいます。」

「この商品は売れますよ、確実に儲かります。」

「会員を増やすと、その会員が頑張ってくれた分もあなたの利益になり、楽しんで儲けられますよ。」

こんな話しには、乗らないこと

イ その対策は

規制では、取引を行うにあたって不実告知や威迫困惑行為が禁止され、また、著しく事実に相違する表示等誇大広告をしてはならないとされている。

更に、契約締結までに概要について記載した書面を交付しなければならず、契約を締結した場合には、契約内容を明らかにした書面を交付しなければならないことになっている。

販売する商品の性能や品質、入会したり販売員となったときの負担等について、契約の相手方からきちんとした説明を受けるべきである。

会員を増やせば利益になる、“誰でも”“簡単に”“確実に”と言った甘い言葉には注意する。

(2) 利殖(詐欺)商法

ア その手口は

雑誌等で、ニュービジネス「元本保証」「高配当、高金利」を歌い文句に、健康食品、健康器具、介護用品の販売事業などの各種ビジネスへの投資を誘い、多くの消費者から金を集め、これを騙し取る詐欺事件が後を絶たない。

過去には、「ジー・オーグループ」「八葉グループ」等の詐欺事件においても、同様の手口で多額の金が集められた。

イ その対策は

そもそも、銀行等の金融機関以外の業者が元本を保証して金銭を預かることは法律(出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律)で禁止されている。

このような詐欺被害に遭わないよう「うまい話には落とし穴」があるということを忘れず、絶対に手を出さないこと。

(3) 商品先物取引商法

ア その手口は

将来のある決まった期日に、商品の受け渡しや決済を行うことを約束して取引するもので、国内や海外の商品市場で行われている。しかし、素人が安易に参入できるようなものでなく、国内の私設市場や海外市場で行われているものの中に、客が商品取引のしくみがよくわからないことをいいことに、勝手に取引したり、解約に応じてくれなかったり、「委託証拠金」として多額の金を要求したり、「損しているから」と申し向け、更にお金を入金させる、悪質な業者がある。

主な被害者は、高齢者である。

「今買えば絶対にもうかる」

「ここだけの話です」と秘密のもうけ話のように言われる。

「買った商品に膨大な利益が出た」と成功話を聞かされる。

「この利益で、また商品取引をすると更にもうかりますよ」と更に高額取引をさせられ利益をもらえない。

「今払わなければ大損することになる」

「急に相場が暴落してしまった」と言われ、託したお金が返ってこない。

イ その対策は

そもそも「絶対」とか、「ここだけの話」等の甘い言葉には、必ず裏があることを知る。先物取引は、それ相応の知識がなければ、参入できるようなものでなく、リスクを伴うものである。

安易な気持ちで手を出すと、悪質業者に簡単にだまされてしまうので、手を出さないことが防止になる。

(4) ネガティブオプション(送り付け商法)

ア その手口は

注文していない商品を、勝手に送り付け、その人が断らなければ、買ったものと見なして一方的に代金を請求する商法。

事例として、叙勲者に皇室の写真集や叙勲者名簿を送り付けて、しつこく代金を請求するケース等がある。

イ その対策は

(ア) 商品を返送する意思のある場合・・・送り返す

(イ) 商品を返送する意思がない場合・・・送り返さなくても問題はない

(ウ) 商品を受け取った日から14日間を経過したとき、または引き取りを請求してから7日間経過した場合は、処分してもかまわない。

期間経過前に商品を使用したり、消費した場合は、購入を承諾したものとみなされるので注意が必要。

(エ) 請求書がしつこく送られてくる場合・受領を拒否する

(ウ) 請求書の入った封筒を開封せず、「受領拒否」と朱書してポストに入れて送り返す。

(5) 点検商法

ア その手口は

家庭を訪問して「換気扇、トイレファンや白蟻点検は、法律で義務付けられている」とか「無料で点検する」などとあたかも正規の点検の振りをしながら、断りきれない状態にしておいて、結果的に「器具が故障しており火事になるおそれがある」

とか

「白蟻がいるので家が倒壊する危険性がある」などと偽って商品交換や駆除作業を行う契約を取ろうとする商法。

(6) **資格商法**

ア その手口は

大学を卒業予定の者に対し、「就職活動に有利だから国家資格をとりませんか」「テキスト代は30万円ですが受講するだけで国家資格が取れる」「振込みが確認され次第テキストを送る」などの電話があり、就職活動に不安を感じていたため、テキスト代を振り込んでしまった。

イ その対策は

普通国家資格が、簡単に取れることはない。

資格を取る場合は、講座やテキストの費用、支払い方法、内容をよく調べて、本当に必要な資格なのかよく考えて決めること。

悪質業者は、学校の在校生、卒業生名簿等を手に入れ、自宅や会社までしつこく電話してくる。

曖昧な返事は禁物であり、はっきりと「いない」と断る

4 おわりに

このように、詐欺もしくは詐欺まがいのだましのテクニックは、枚挙に暇がないほど多種多様であり、この他にも、内職商法、催眠商法、訪問リフォーム商法、かたり商法、靈感商法等がありますが、歴史的には古く、広く知られているものであり割愛しました。

今までの「だまし」のテクニックに共通するものとして、相手の心の欲求に深く立ち入る方法が多く見られましたが、最近は親の不安に乗じたり、ハイテクに不案内なところをついたり、羞恥心を利用したりするもの等が急速に増えています。

甘い話や、あまりに唐突な話などは、まず疑ってみて、一人で考えず、身内や友人の誰かに相談することが被害を未然に防ぐ一番の方法であり、消費者センターや警察には、同じような被害の情報があるので、躊躇せずに相談することが大切です。

関係連絡先(相談窓口)

警視庁総合相談センター	03 - 3501 - 0110
ハイテク犯罪対策総合センター	03 - 3431 - 8109
深川警察署 生活安全相談	03 - 3641 - 0110
城東警察署 生活安全相談	03 - 3699 - 0110
東京都消費生活総合センター	03 - 3235 - 1155
江東区消費者センター	03 - 3647 - 9110
江東区総務課生活安全担当	03 - 3647 - 4399